

淀川区地域福祉推進ビジョンについて

淀川区役所

目次

- 1 淀川区地域福祉推進ビジョンとは**
- 2 淀川区地域福祉推進ビジョン策定スケジュール**
- 3 第3期淀川区地域福祉推進ビジョン振り返り**
 - ①地域における相談支援体制の充実
 - ②生活困窮者への支援の強化
 - ③要援護者への支援体制の充実
 - ④切れ目のない子育て支援（淀川区版「ネウボラ」の推進）
 - ⑤地域福祉を支える人材づくりと住民の参加促進
- 4 第4期淀川区地域福祉推進ビジョンに向けて**

淀川区地域福祉推進ビジョンとは



- 大阪市では、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として「大阪市地域福祉基本計画」と「区地域福祉計画」を一体として策定しています。
- 淀川区では「区地域福祉計画」を「淀川区地域福祉推進ビジョン」と称し、現在第3期の推進期間として取り組みを進めています。
- 具体的には、「**地域における相談支援体制の充実**」「**生活困窮者への支援の強化**」「**要援護者への支援体制の充実**」「**切れ目のない子育て支援（淀川区版「ネウボラ」の推進）**」「**地域福祉を支える人材づくりと住民の参加促進**」の5つの項目に重点的に取り組んできました。
- 今後、これまでの取り組みを振り返りながら、第4期淀川区地域福祉推進ビジョンを策定する予定としています。

淀川区地域福祉推進ビジョン策定スケジュール



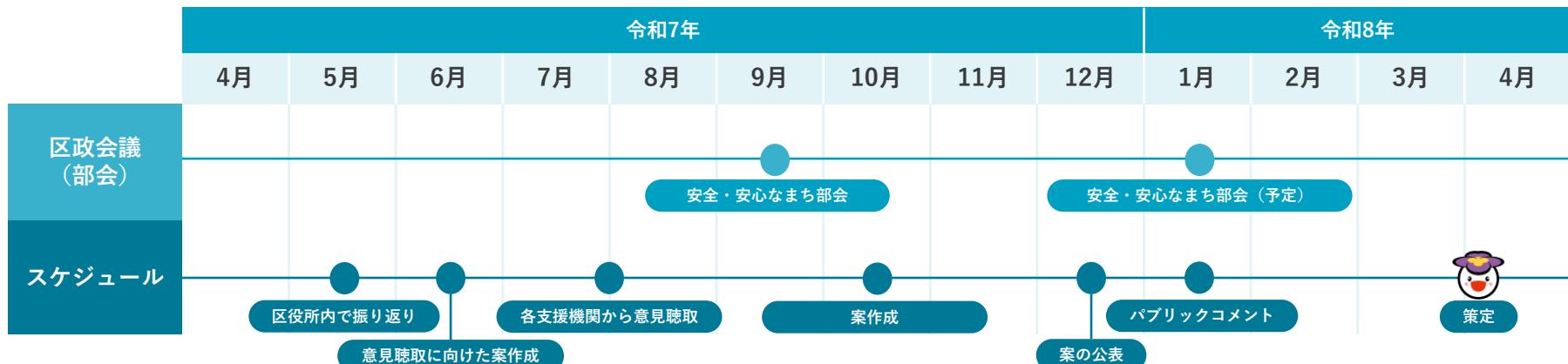
- 地域福祉推進ビジョンは区内の関係者から幅広くご意見をいただきながら策定します。

専門機関からの意見聴取：令和7年7月～8月 > 各関係団体 ※実施済

地域などからの意見聴取：令和7年9月25日 > 区政会議安全・安心なまち部会

区民などからの意見聴取：令和8年1月頃予定 > パブリック・コメント

【第4期淀川区地域福祉推進ビジョン策定スケジュール】



地域における相談支援体制の充実



- 行政を含む各相談支援機関（地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなど）において共通の相談支援ツールを運用するなどして、支援が必要とされている方のメッセージをキャッチできるよう取り組みを進めるなど、各相談支援機関と連携し相談支援体制の充実を図ってきました。
- また、各相談支援機関の活動内容などについて、区の広報誌（よどマガ！）やホームページ、SNS等で広報活動を推進してきました。



各相談支援機関と連携強化のために創設した会議
「夢ちゃんワンチーム」の様子



淀川区広報誌
「よどマガ！」
で紹介記事掲載



生活困窮者への支援の強化

- 淀川区役所の生活困窮者自立支援担当が、地域や各相談支援機関、区役所各担当などで気づいた「気になる事案」や「複合的な課題を抱えた事案」の情報を集約することで、生活困窮者の情報をキャッチし、どの支援機関につなげたらよいかといった課題解決に取り組んできました。

【事例】

- 父と高校生の息子の二人世帯。
- 父が脳出血で高次脳機能障がい（※）となり、息子が父の世話をしなければならなくなる「ヤングケアラー」の状態でした。
- 区こども教育担当から生活困窮者自立支援担当に情報が入り、父の経済的な問題と介助の問題の必要性を把握し、生活保護担当、障がい福祉サービス担当、地域包括支援センターと調整し、各種サービス利用につなげました。
- その結果、父の生活は安定し、息子の学業の継続も可能となりました。

■ 高次脳機能障がいとは

ケガや病気により、脳に損傷を負い、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい（自分で計画を立ててものごとを実行することができない）などの症状が出ることにより、日常生活または社会生活に制約がでる状態をいいます。

出典：高次脳機能障害情報・支援センターホームページ「高次脳機能障害を理解する」



要援護者への支援体制の充実

- 「要援護者支援システム」について区の広報誌（よどマガ！）やホームページ、SNS等で発信するとともに、要援護者名簿を地域における日ごろの見守りと災害時の避難支援への活用を推進しています。
- 特に、令和3年5月の災害対策基本法改正で個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、おおむね5年程度で地域の実情に応じて作成することとなったことを踏まえ、令和7年度末までを集中的な取り組み期間としてきました。
⇒今年度末までには全18地域において取り組みを実施できる見込み。

【要援護者とは】

災害発生時にひとりでは避難することが困難な方

例) 要介護 3 以上、重度障がい、医療機器等への依存が高い難病患者 など

(参考) 令和 7 年 6 月現在、淀川区の要援護者：約8,500名

【要援護者支援システム】

淀川区では「要援護者」への声掛けや安否確認などの日ごろの見守り活動と、災害時の安否確認や避難所等への避難支援といった避難支援活動が一体となった「要援護者支援システム」と名称を付けています。

切れ目のない子育て支援（淀川区版「ネウボラ」）の推進



- 淀川区では妊娠期（妊婦面談）⇒新生児訪問⇒乳幼児健診（3か月、1歳6か月、3歳）⇒**4・5歳児施設訪問事業**⇒こどもサポートネット（小・中学生）などにより、切れ目のない支援を実施してきました。
- ヤングケアラーへの支援は、先ずは社会的認知度の向上を図るとともに、早期発見・把握に努め、関係機関と連携し、世帯の課題解決に取り組みました。

【4・5歳児施設訪問事業】

（淀川区独自事業）

4・5歳児を対象に就学前施設へ訪問し健康状況や発達状況が「気になるこども」の状況把握や適切なアセスメントを行い、児童虐待の早期発見、ハイリスク家庭への早期支援に支援する取り組み。



【ヤングケアラー】

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者



← ポスト ...

大阪市淀川区役所【公式】@yurine_yodogawa

ヤングケアラーを知っていますか？本來大人が担うと想定されている家事や家族の世話をこどもが日常的に行っているため、やりたいことができないこどももされています。ヤングケアラーかな？と思われるお子さんを見かけたら区役所までご連絡ください。city.osaka.lg.jp/yodogawa/page/... kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/

ヤングケアラーって、実はけっこう身近なのかも

返信をポスト

6

地域福祉を支える人材づくりと住民の参加促進



- 区役所広報誌「よどマガ！」やホームページ、SNS等の広報媒体を活用し各種地域福祉活動の情報発信を行うことにより、地域福祉活動の重要性の理解促進を図るとともに、身近な地域で行われている地域福祉活動への参加を呼びかけてきました。
- また、中間支援組織（まちづくりセンター等）と連携し、今まで地域福祉活動に関わりの薄かった方々も気軽に参加できるような地域福祉活動となるよう、活動内容の企画立案の支援を行ってきました。



淀川区広報誌「よどマガ！」で紹介記事掲載

まちづくりセンターによる講習会の様子

第4期淀川区地域福祉推進ビジョンに向けて



- 区内各相談支援機関や区政会議委員のみなさまからいただいたご意見を参考に、現在の淀川区の現状や課題を分析し、第4期淀川区地域福祉推進ビジョン（案）を策定していきます。
- 策定時期は令和8年4月を予定しており、推進期間は4年間を想定しています。
- 重点項目には淀川区のめざすべき将来像やその実現に向けた施策展開を示す「淀川区将来ビジョン2029」の考え方を踏まえ設定します。
- 今後、令和8年1月頃にはパブリックコメントを実施し、淀川区にお住まいの方をはじめお勤めや通学されている方などから広くご意見をいただく予定です。